

(別紙1)(記5関係)

設計共同体協定書(共同業務実施方式)

(設置)

第1条 ○○設計株式会社・○○設計株式会社・○○設計株式会社は共同出資し、次の事業を共同連帯して営むため設計共同企業体を設置する。

一 ○○発注に係る○○設計業務(当該設計業務内容の変更に伴う設計業務を含む。以下「設計業務」という。)の受注

二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 本設計共同体は、○○・○○・○○設計共同体(以下「設計共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 設計共同体は、事務所を○○都道府県○○区市郡○○町村○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 設計共同体は、平成○年○月○日に成立し、設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで存続するものとする。ただし、業務完了期限が延長される場合には、その設計業務の委託契約の完了後3ヶ月を経過する日まで存続するものとする。

2 設計業務の委託を受けることができなかつた設計共同体は、前項の規定に関わらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(代表者の名称)

第5条 設計共同体は、○○設計株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第6条 設計共同体の代表者は、設計業務の実施に関し、設計共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託報酬(前払金を含む。)の請求、受領及び設計共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第7条 設計共同体の各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○設計株式会社 ○○%

○○設計株式会社 ○○%

○○設計株式会社 ○○%

2 前項の出資には金銭以外のもの(機械器具、労働力、その他金銭に換算し得

るもの)を含むものとし当該出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定める額とする。

(運営委員会)

第8条 設計共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の完了に当たるものとする。

2 運営委員会規定は、別に定めるものとする。

3 運営委員会規定は、次の事項について定めるものとする。

- 一 構成員及び運営方法に関すること。
- 二 議事録の作成及び配布に関すること。
- 三 事務局に関すること。
- 四 業務完了後のかし担保責任の分担に関すること。
- 五 管理者の選定に関すること。
- 六 紛争処理に関すること。
- 七 その他必要事項。

(構成員の責任)

第9条 各構成員は、設計業務の見積、委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 設計共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 設計共同体は、設計業務完了のつど当該設計業務について合同計算により決算するものとする。

2 設計共同体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第7条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(設計業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本設計共同体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

2 設計業務途中において構成員のうち脱退した者がある場合においては、残存

構成員が共同連帯して設計業務を完了する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第7条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、第11条第1項の決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち、いずれかが設計業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第17条 設計共同体が解散した後においても、当該設計業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は上記のとおり〇〇・〇〇・〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名 ④】

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名 ④】

【住所】

【法人等名】

【代表者等氏名 ④】